

部落差別の解消に向けたこれまでの施策

■1965（昭和40）年「同和対策審議会答申」

同和問題について「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示された。

■1969（昭和44）年「同和対策事業特別措置法」施行

以後、生活環境の整備、就労保障、隣保館や保育所の建設、同和教育の推進などの施策が国を挙げて進められた。

■1982（昭和57）年「地域改善対策特別措置法」施行

■1987（昭和62）年

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行

■1993（平成5）年「同和地区実態把握調査（総務庁地域改善対策室）」

■1996（平成8）年

「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本方向について」

〈意見具申〉 地域改善地策協議会

住環境整備、社会福祉、産業育成などの実態的差別解消に向けた事業が確実に成果を上げた。しかし、就職・進学・結婚・住居購入などの差別事件が多発するなど、心理的差別の解消が課題となる。

また、これまでの同和教育・啓発で積み上げられてきた成果をすべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきであるとの考えが示された。

■2000（平成12）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行

■2002（平成14）年 特別措置法の法期限切れ

「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

以後、一般対策として引き続き実施する

■2016（平成28）年 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

部落差別を解消するための教育及び啓発の推進が重要であり、部落問題に対する理解と人権感覚を高める取り組みが求められている。

三十三年間にわたる同和対策事業